

内閣府大臣 消費者及び食品安全担当 小平 忠正様
消費者庁長官 阿南久様

2012年10月24日

食品表示法制定への要望書

食品表示を考える市民ネットワーク

消費者庁が昨年9月に設置した食品表示一元化検討会では一年に渡る議論の末、報告書をとりまとめ8月9日に公表しました。しかし、その報告書では私たちが要望した下記事項が不明確のままになり、また一部は先送りされました。

- 1 表示法の目的に消費者の知る権利、選択の権利確立を盛り込むこと
- 2 現状の表示制度の不備を補うために、各法を具体的に検討すること
- 3 現行の表示事項を削減しないこと
- 4 消費者を誤認させる表示の禁止
- 5 執行体制の見直し
- 6 加工食品の原料原産地表示、遺伝子組み換え食品表示、食品添加物の表示拡充

1. 食品について情報を知る権利、知った上で選択する権利

立法の過程で、法の目的に明記するよう求めます。また消費者の権利の実現手段として、主務大臣に対する申出及び主務大臣の調査公表制度を盛り込んでください。

2. 一元化の対象法の拡大

食品衛生法、JAS法、健康増進法のみならず、酒税保全法等も含め、その範囲を再検討するよう求めます。現行の食品衛生法では表示項目中に酒精飲料と記載しているため、酒類についても表示法の対象に含めることは可能です。現実には果実絵表示のある酒類を果実飲料と誤飲するケースもあり、食品として同一の法律において規制することが必要です。

また、分かりやすい表示という名目で字を大きくし、表示事項に優先順位をつけて、表示すべき情報を削減することには、絶対に反対します。字を大きくすれば見やすくなるかもしれませんが、情報が少なくなると、分かりにくさは一層増します。現在の表示の分かりにくさは、表示免除などの例外が多いため、正しい情報が伝わらないところに原因があります。さらに現行法を精査し、その不備を補うための一元化の実を上げるよう要望します。

3. 現行の表示事項の削減はしないこと

アレルギーの強調表示や栄養成分表示の義務化の代償として、現行の表示事項を削減することがあってはならないことです。わが国の表示はEUや韓国等と比較しても貧弱であり、これを削減したら表示の意味が失われます。

4. 消費者を誤認させる表示の禁止

また義務表示、虚偽誇大広告の禁止のみならず、消費者を誤認させる表示の禁止も盛り込むべきです。

5. 執行体制の見直し

表示制度を一元化しても、その執行体制が厚生労働省や農林水産省あるいは地方自治体等との共管で行われています。執行体制の充実と強化についても検討すべきです。

6. 具体的検討が先送りになった表示事項について

加工食品の原料原産地表示の拡大について

全ての加工食品のトレーサビリティと原料原産地表示の義務化を求めます。表示制度を一元化すれば、JAS法に基づく品質の差異という要件は撤廃されるので、知る権利の保障としての原産地表示の義務化が可能になります。繰り返される加工食品の産地偽装事件や安全性を脅かす事件を受け、出どころの明らかな国産食品を食べたいという消費者の声が高まっています。原料がどこで生産されたのかを知り利用したいと考えます。

加工食品の原料原産地表示は、原則すべて義務化し(やむを得ない事情のあるものに限り例外あり)、加えてすべての外食・中食についても原則義務化(同上の例外あり)すべきです。

遺伝子組み換え食品の表示義務について

全ての遺伝子組み換え食品・飼料の表示を義務化することを求めます。消費者の多くが遺伝子組み換え食品に不安を持ち、食べたくないと考えています。しかし、現行の表示制度では選択できません。EUでは遺伝子組み換え食品および飼料は、表示及びトレーサビリティ制度の対象となり、すべての食品に表示がされています。対象とならない場合として、意図しない混入は0.9%未満(日本5%未満)となっています。

消費者が情報を正しく知ることができ、選ぶことができる、EU並みの表示制度への抜本的な改正を求めます。

食品添加物表示について

食品に使用している食品添加物を、原則、すべて具体的な物質名で表示することを求めます。消費者は、食品添加物が少ない安全な食品を求めています。しかし、現在の表示制度では、使用されている多くの添加物が隠れてしまっています。まず「乳化剤」のような一括表示や、「加工でん粉」のような簡略名によって具体的な物質名が示されていません。また、原材料に用いる食品添加物はキャリーオーバーという形で表示を免れています。消費者は、食品を食べる際に、どのような食品添加物を摂取することになるのか、正確に知ることを求めています。

これら先送りになった事柄については、新法の制定と併せて府令を表示義務化の方向で進めるよう求めます。また、制度の具体的な検討を行なう作業部会等を設置したときは、消費者側の委員も加えることを要望します。

【問い合わせ】食品表示を考える市民ネットワーク事務局 東京都新宿区西早稲田 1-9-19-207
tel 03(5155)4756 fax 03(5155)4767 [Eメール office@gmo-iranai.org](mailto:office@gmo-iranai.org)

「食品表示を考えるネットワーク」は、2011年11月11日に開催された公開シンポジウム「消費者が考える食品表示一元化」の後、広く消費者の意見を集め消費者が望む食品表示法を実現するために結成されました。現在、構成団体は、食の安全・監視市民委員会／主婦連合会／NPO法人食品安全グローバルネットワーク／新日本婦人の会／生活クラブ生協連合会／グリーンコープ共同体／大地を守る会／NPO法人日本消費者連盟／遺伝子組み換え食品いらない！キャンペーンです。

2012年10月24日

食品表示法制定について

食品表示を考える市民ネットワーク 神山美智子

1. 食品表示法は、「商品・サービスについて正しく必要な表示をさせる権利」の保護のためのものであるべきである。

理由

今回の表示一元化は、平成22年3月閣議決定の消費者基本計画に基づいているところ、同計画策定の趣旨には、以下のように述べられている。

すべての人は消費者です。生れてから一生を通じ、朝目覚めてから夜眠っている間も一日中、消費者であり続けます。社会で生活していく限り、私たちはあらゆる消費者問題に直面します。消費者の権利は守らなければなりません。多くの人の、何十年にもわたる長年の思いと努力から、平成21年9月1日に消費者庁と消費者委員会が創設されました。初めて、消費者の立場に立つ国の行政機関ができました。消費者が主役となる社会の実現に向け、これまでの施策や行政の在り方を積極的に見直すという意味で、「行政のパラダイム(価値規範)の転換」の拠点として設けられたものです。

正田彬元慶応大学教授は、『消費者の権利 新版』(岩波新書 2010年)において、「**正しく必要な表示をさせる権利**」について、以下のように述べている。

消費者は商品・サービスを購入する場合に、その商品・サービスに付された表示に依存して決定せざるをえない。しかし、そうした商品・サービスの内容・性格・機能についての表示は、すべて売り手である事業者によるものである。したがって、消費者にとっては「商品・サービスについて正しく必要な表示をさせる権利」も重要なものとなる。

商品・サービスの購入という売買契約において、適正な取引を成立させ、消費者の契約意思の内容を確認することになるからである(同書32頁)。

事業者の行う商品・サービスについての「正しく必要な表示」は、消費者が商品・サービスを正確に認識するために行われるものである。消費者に対するサービスとして行われるものではない。消費者の権利に対応する表示義務が、消費者に対して支配的・優越的な地位にある事業者に対して課されるということである(同書33頁)。

2. 食品添加物の表示は原則に戻るべきである。

食品添加物について、食品衛生法第19条第1項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令(平成23年内閣府令第45号)では、栄養強化の目的、加工除剤、キャリアオーバーを除く添加物はすべて物質名を表示すべきことが定められている。

しかし現実には一括名表示(調味料アミノ酸)、簡略名表示(ポリリン酸ナトリウムもピロリン酸ナトリウムもリン酸塩)が認められている。またβ-カロテンについてカロテン、カロテン色素、カロテノイド、カロテノイド色素などの簡略名が認められており、消費者を戸惑わせている。

3. 消費者を誤認させる表示の禁止を盛り込むべきである。

コーデックス委員会の包装食品に関する規格の一般原則では、虚偽・誤認表示を禁止している。わが国で誤認表示問題は景表法で取り扱われているが、新たな食品表示法においても、この原則を盛り込むべきである。

なお表示には包装への表示のみでなく、宣伝広告も含むべきである。

【問い合わせ】食品表示を考える市民ネットワーク事務局 東京都新宿区西早稲田 1-9-19-207
tel 03(5155)4756 fax 03(5155)4767 [Eメール office@gmo-iranai.org](mailto:office@gmo-iranai.org)

「食品表示を考えるネットワーク」は、2011年11月11日に開催された公開シンポジウム「消費者が考える食品表示一元化」の後、広く消費者の意見を集め消費者が望む食品表示法を実現するために結成されました。現在、構成団体は、食の安全・監視市民委員会／主婦連合会／NPO法人食品安全グローバルネットワーク／新日本婦人の会／生活クラブ生協連合会／グリーンコープ共同体／大地を守る会／NPO法人日本消費者連盟／遺伝子組み換え食品いらない！キャンペーンです。

2012年10月24日

消費者庁長官 阿南久様

阿南長官との面談手続きの齟齬に関する申し入れ

食品表示を考える市民ネットワーク
代表 神山美智子

当会（食品表示を考える市民ネットワーク）が依頼した阿南長官との個別面談手続きについて、貴庁の対応（後述）に納得しかねますので、下記のとおり申し入れ致します。

記

<申し入れ内容>

1. 個別面談の当会からの要望について、一切の説明・確認がないまま、貴庁は一方的に約束を破り、その日程を意見交換会に変更しました。当会は意見交換会そのものを否定するものではありませんが、今回の手続きの齟齬について、説明と謝罪を求めます。
2. 個別面談の再アポイント手続きを早急に行なうことを求めます。

<貴庁の対応の経過>

日時		やりとり	
9月14日	食品表示ネット	面談の依頼	電話
	消費者庁	要請内容をメールで送ってほしい	電話
	食品表示ネット	希望日と面談内容を送信	メール
9月17日	消費者庁	面談日程（9/27）確定の連絡が入る	電話
	消費者庁	直前にキャンセル。再度10月初めで、長官の都合に合わせて日程調整する旨を確認	電話
9月26日	消費者庁	日程調整が遅れている旨連絡が入る	メール
10月14日 午前	食品表示ネット	面談の日程はどうなったか問い合わせた。 <以下電話でのやりとり>	電話
	消費者庁	これから連絡するつもりでした。 10月24日10時からではほぼ確定しました。 フレームについては、これから長官と打ち合わせをするので、メンバーの方への連絡は待ってほしい。夕方には連絡します。	
	食品表示ネット	外で会議があるためメールを入れてほしい。	
10月15日 夕方	消費者庁	消費者庁主催意見交換会10月24日10時～12時の案内が届く	メール
	食品表示ネット	昨日（14日）の電話では、以前に約束した面談の日程を確認する問いに対して、意見交換会日程が10月24日に確定したと聞いた。この意見交換会の日程が同じとはどういうことか	電話
	消費者庁	意見交換会に代えさせていただきました。	

食品表示ネット	この意見交換会は消費者庁が主催するものですね？食品表示ネットの申し入れによる面談を勝手に代えるとはどういうことか？
	消費者庁が意見交換会を開催することを否定するつもりはない。むしろ公開でされることは良いことです。ただ、案内を見る限り出席者各団体 1 名となっているが、発言者以外に傍聴はできるのか？
消費者庁	いえ、部屋の関係で各団体 1 名に限らせていただきます。物理的に無理なので。
食品表示ネット	公開意見交換会といいながら、公募もせず、消費者庁が案内を出した団体各 1 名しか参加できないとはおかしい。案内を出した団体はいくつか？
消費者庁	十数団体です。
食品表示ネット	消費者庁が十数団体に限定して案内を送り、傍聴もさせないとは納得いかない。部屋を代えればいいだけの話です。公開というからには議事録、発言記録はホームページ等で公開するのか？
消費者庁	消費者庁には部屋がないので、あくまでも物理的な理由です。もちろんホームページに公開します。
食品表示ネット	話を戻します。こちらが申し入れた面談を何の断りもなく、消費者庁が主催する意見交換会に代えたと話されましたが、消費者庁はそこまで非常識だとは思わなかった。
消費者庁	はい約束しました。先ほどは言葉を間違えて言ってしまいましたが、長官との面談の日程は引き続き調整させていただきます。
食品表示ネット	面談の日程を調整している旨をきちんと文字にしてメールで送ってほしい
	意見交換会に話を戻しますが、傍聴者の席を少なくとも各団体 1~2 名作るよう椅子を用意してください。
消費者庁	はい、わかりました。

以上